

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
29 年－ 14 (29. 5. 26)	福祉保健	<p><b>介護施設の適正な運営に向けた指導体制の強化について</b></p> <p>▶陳情理由</p> <p>過日の日本海新聞報道において、「介護保険制度のひずみ」と題して特集が組まれた。それによれば、介護報酬の不正受給を理由とした介護事業所の指定取消しが鳥取県内で相次いでいる。全国的には年間 100 件前後だが、県内では直近の 1 年半で、13 件（8 事業所）の取消し事案が連続して発生しているという。それに至らなくても、改善勧告から改善命令など、指定取消しに至るまでの行政指導等が多発している状況にある。</p> <p>そこで、県担当所属（長寿社会課）においては、当初の指定の段階での十分な調査はもとより、その後の更新や、定期的な監督・臨検などの機会をとらえ、事業所に対する適正な請求の指導・監督や高齢者の人権に沿った運営がなされるよう啓発・指導を行っていく必要がある。</p> <p>ここまで不適正事案が頻発すると、介護保険料を納める県民・国民からすれば、福祉保健行政に対する疑念や不信を生ずることになる。</p> <p>先の平成 27 年 9 月定例会では、介護事業者の不適切な事務処理による指定取消し処分が相次いで発生しており、「介護保険事業に対する県民の信頼を失墜しないよう抜本的な対策をとるべき」との意見が、自民党の山口委員や藤縄委員、民進党の興治委員など多くの委員から出され、議会本会議においても、その旨の委員長報告がなされた。</p> <p>県長寿社会課長が、同年 12 月 1 日の常任委員会で対策を発表したにもかかわらず、不祥事案が今もお多発している実態がある。このようなゆゆしき事態を踏まえ、介護福祉事業に対する県民の信頼を確保するため、鳥取県議会として、介護施設の適正な運営に向けた指導体制の強化と再発防止について、地方自治法第 125 条の規定により、執行部に求めていただきたい。</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

▶**陳情趣旨**

介護施設による不祥事案が頻発している事態を踏まえ、介護保険事業に対する国民の信頼を確保するため、指導体制の強化と再発防止を県当局に求めること。